

あなたの職場のトラブル



「社労士会労働紛争解決センター群馬」に

# あっせん申し立て

してみませんか

職場で起きた経営者と労働者の間のトラブルは、  
群馬県社会保険労務士会が運営する  
「社労士会労働紛争解決センター群馬」で  
簡易、迅速、低廉に解決できます。



社労士会労働紛争解決センター群馬とは

「裁判外紛争解決手続きの利用促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、個別労働紛争につき労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見を活かし、個別労働紛争を「あっせん」の手続きにより公正中立の立場から、簡易、迅速、低廉に円満解決する機関です。（この手続きは非公開で行われ、当事者の秘密は厳守されます。）

社労士会労働紛争解決センター群馬で対象とするのは、個別労働紛争（賃金不払い、解雇や出向・配置転換に関する労働契約の問題や、職場でのいじめ、いやがらせなどの個々の労働者と事業主との紛争）に限られます。労働組合と事業主との紛争や私的な金銭貸借問題等は対象外となります。

まずは裏面の「あっせん」仮申込書にて当センターでの取扱が可能かどうかご確認ください。

※裏面申込書にて「あっせん」仮申込をお願いします。

お問い合わせ



法務大臣認証 厚生労働大臣指定

## 社労士会労働紛争解決センター群馬

【群馬県社会保険労務士会館内】 前橋市元総社町528-9

TEL : 027-253-5621(代) FAX : 027-253-5679

ホームページ <http://www.gunma-sharoushi.com>

# 社労士会労働紛争解決センター群馬 行

**FAX : 027-253-5679**

## あっせん仮申込書

申込人氏名		電話番号	
申込人住所			
紛争の内容 (概要)			

(注) 本仮申込書に必要事項をご記入のうえ、当センターにFAX、または郵送して下さい。この内容が、当センターで取り扱える事案かどうかを確認するためのものですので、詳しく書いていただかなくても結構です。

当センターが取り扱えると判断いたしましたときは、後日、当センター事務局に来局のうえ、正式に申込いただきます。その際、「あっせん申込書」の書き方について説明させていただきます。

### お問い合わせ



法務大臣認証 厚生労働大臣指定

## 社労士会労働紛争解決センター群馬

【群馬県社会保険労務士会館内】 前橋市元総社町528-9

TEL : 027-253-5621(代) FAX : 027-253-5679

ホームページ <http://www.gunma-sharoushi.com>